

## 令和7年度広報用航空写真撮影業務入札説明書

宮崎県が行う令和7年度広報用航空写真撮影業務委託に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該説明書について疑義がある場合は、下記5に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

### 1 公告日

令和7年9月10日（水）

### 2 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称 令和7年度広報用航空写真撮影業務
- (2) 契約期間 契約の日から令和8年3月26日（木）まで

### 3 業務委託の仕様及び数量等

別添仕様書のとおり。

### 4 入札参加資格

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づき、競争入札参加資格者名簿の「G-07航空写真・マイクロ写真」に登録している者であること。
- (2) 公告の日から入札及び開札の日までの間に、宮崎県から指名停止の措置を受けていないこと。

### 5 当該契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地並びに連絡先

宮崎県総合政策部 秘書広報課広報戦略室 広報広聴担当  
宮崎市橘通東2丁目10番1号  
電話番号 (0985) 26-7026  
FAX (0985) 27-3003  
電子メール kohosenryaku@pref.miyazaki.lg.jp

### 6 入札参加申込

入札に参加する者は、別紙1の入札参加申込書を令和7年9月18日（木）午後5時までに宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室広報広聴担当に提出すること。

郵送の場合は、書留又は簡易書留とし、令和7年9月18日（木）午後5時までに到達したものを有効とする。

### 7 入札説明会

入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問は、令和7年9月16日（火）午後5時まで受け付ける。

### 8 入札及び開札

- (1) 入札に参加する者は、別紙2の入札書（以下「入札書」という。）を持参により提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

(2) 入札執行の場所及び日時

ア 場所 宮崎県庁 本館 3 階 総合政策部会議室  
宮崎市橋通東 2 丁目 1 0 番 1 号

イ 日時 令和 7 年 9 月 2 9 日 (月) 午前 1 0 時

- (3) 代理人が入札を行う場合は、別紙 3 の委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。
- (4) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載しなければならない。
- (5) 競争入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。なお、入札書の表記金額は訂正できない。
- (6) 競争入札参加者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、入札の執行を延期し、又は取り消す。
- (7) 入札金額は、別添仕様書に記載した委託内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。  
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 開札には、競争入札参加者又はその代理人が立ち会わなければならない。
- (9) 開札をした場合において、落札者がいない場合は再度の入札を行う。

## 9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和 3 9 年宮崎県規則第 2 号。以下「規則」という。）第 1 0 0 条第 2 項第 2 号により免除する。

(2) 契約保証金

契約保証金については、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上とする。ただし、規則第 1 0 1 条第 2 項第 1 号から第 3 号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の納付が免除されることがある。

## 10 入札の効力

次の入札は無効とする。

なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

## 11 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以下で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。